

令和6年度 集団指導

～日中活動系サービス編～

～対象サービス～

- ・生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 意思決定支援の推進について
- 2 個人情報使用同意書について
- 3 関係法令等

自己決定の尊重

意思決定の支援

1 意思決定支援の推進について

障害福祉サービスの利用等にあたっての
意思決定支援ガイドライン
(以下「ガイドライン」という)

意思決定支援の定義

自己決定？

お菓子作り
したい！

欲しいもの
がある！

利用者

AとBなら
どちらがいい？

それは
どんなもの？

サビ管

・・・
(答え方がわからない)

自己決定のためには、
どういった支援が必要か



個別支援会議

指定基準の規定

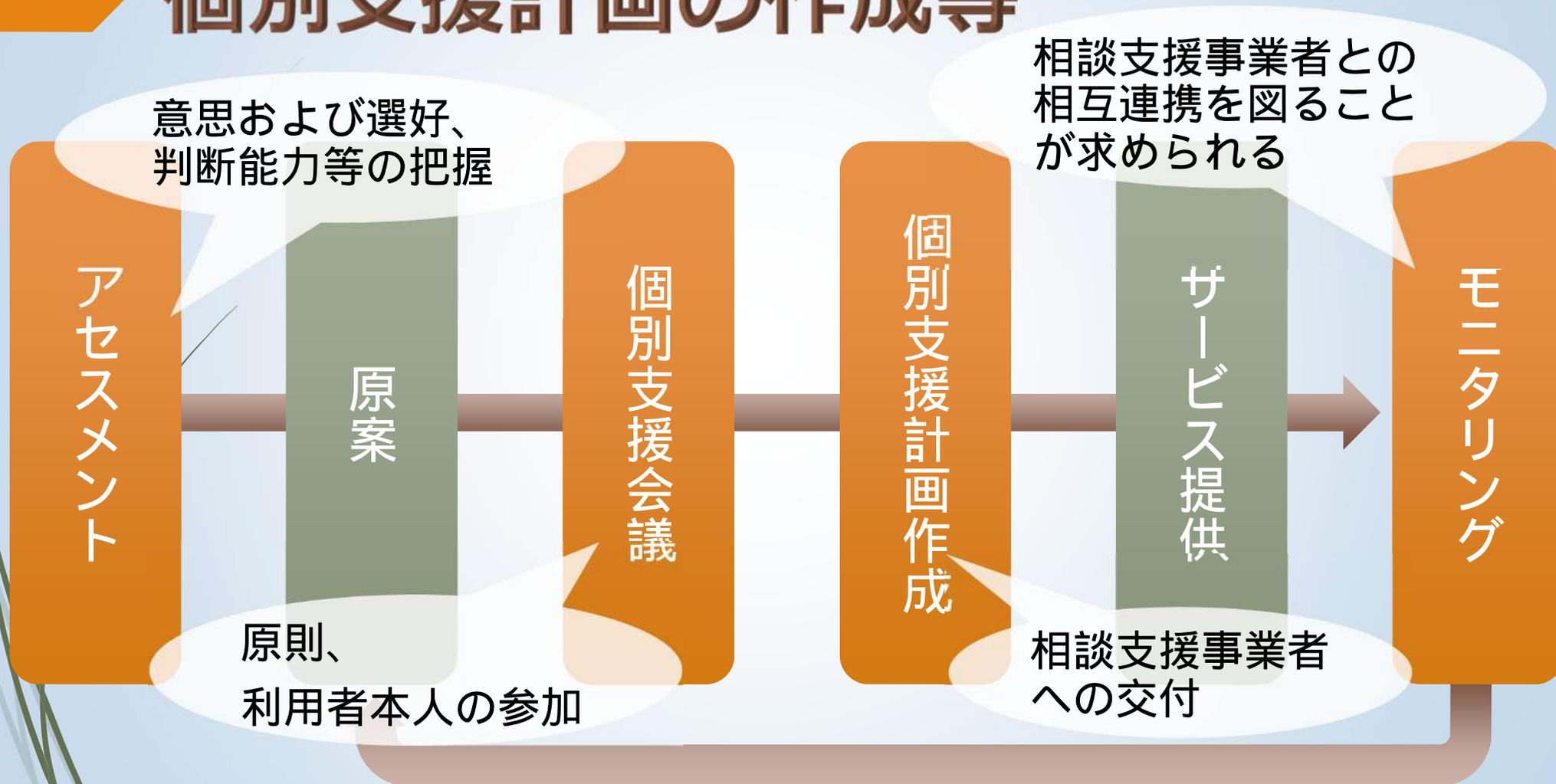
◆【取扱方針】

事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

◆【サービス管理責任者の責務】

サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

個別支援計画の作成等



2 個人情報使用同意書について

秘密保持等

東京都条例155号

居宅介護を準用する

利用者の有する
問題点や課題等

- 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得なければならない。

サービス提供開始時に
利用者およびその家族から
包括的に同意を得ることで足りる

個人情報
使用同意書

個人情報使用同意書

資料 1 参照

判断が難しい

代理（代筆）

身体的に難しい

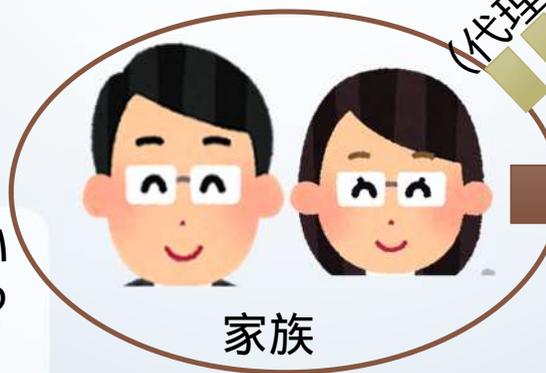
代筆・その理由

社会的背景？

家族からの同意を得られない理由を書類等で確認できるようにしておくとうい。



利用者



家族

利用者の情報

家族の情報

(代理・代筆)

3 關係法令等



～法令～

障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準～

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例 【[都条例 第155号](#)】

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例施行規則 【[都規則 第175号](#)】

～解釈通知等～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び
運営に関する基準について 【[障発第1206001号](#)】

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
【[障発第1206002号](#)】

～報酬告示～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～意思決定支援に関する通知等～

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて【[障発0331第15号](#)】